

役員報酬規程

社会福祉法人 森友会

社会福祉法人森友会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人森友会（以下「森友会」という。）定款第8条の規定に基づき、理事長に対する報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長には、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬は、別表により支給するものとし、週2日出勤を原則として、月8日以上出勤するものとする。

3 報酬の支給日、支給方法等については森友会給与規程第21条及び第22条による。

(日割計算)

第3条 新たに理事長になった者には、その日から報酬を支給し、退任、又は死亡した時には、その日までの報酬を支給する。

2 第1項の規定により報酬を支給する場合は、勤務の実日数を基礎として日割計算するものとする。

3 日割計算の月の基準出勤日数は8日とする。

(規程の変更)

第4条 この規程を変更しようとするときは、理事会の承認を得るものとする。

(委任)

第5条 この規程の実施について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月22日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。